

## DV被害でお悩みの方へ

2026年6月1日

在ブリスベン日本国総領事館では、ドメスティックバイオレンス（DV）被害でお悩みの方からの相談を受け付けております。また、当館では本年6月1日より非営利団体「**MFO(Multicultural Families Organization)**」に対して、DV被害でお悩みの方への支援事業を委託しており、相談者は同団体で活動する日本人ケースワーカーから、法的アドバイス等を含む各種サポートを無料で受けることができます。

(在ブリスベン日本国総領事館 DV被害者支援事業委託先)

団体名：MFO(Multicultural Family Organization)-SARA Program

団体HPはこちら：<https://www.mfo.org.au/domestic-and-family-violence-sara>

連絡先：(E-mail) [intake@saraprogram.org.au](mailto:intake@saraprogram.org.au)

(Phone) 0405 065 544 (月曜日～木曜日 09:00～16:00)

### サポート内容

- 1) DV被害に係る包括支援、指導、援助の提供
- 2) 事案に応じたDVに関するカウンセリング及びその他の助言
- 3) DVに関連する法律や規則の情報及び資料の提供
- 4) QLD州における裁判制度に関する情報及び資料の提供
- 5) QLD州で裁判手続を行っている支援対象者への情報及び支援の提供
- 6) DV被害者に対して支援を行っている他の適切な機関、施設、団体の紹介
- 7) 上記にかかる電話相談支援

(電話相談支援は現地時間の月曜日から木曜日の9時から14時までとする。)

お困りのことがありましたら、在ブリスベン日本国総領事館までご連絡ください。

電話番号：[\(07\) 3221 5188](tel:0732215188)

Eメール：[consular@bb.mofa.go.jp](mailto:consular@bb.mofa.go.jp)

事務所住所：[12 Creek St, Brisbane Queensland 4000](#)